

様式第17号(1) (第13条関係)

温泉成分・禁忌症適応症・掲示表 (浴用の場合)

1	源泉名	阿尾の浦温泉	
2	泉質	ナトリウム-塩化物泉 (高張性・中性・高温泉)	
3	温泉ゆう出地の泉温	54.9	℃
4	浴用に供する場所における温泉の温度	42.3	℃
5	本泉 1 kg中に含有する成分及び分量 (mg)		
	成分	分量 (mg)	備考
	陽イオン		
	リチウムイオン (Li ⁺)	0.40	
	ナトリウムイオン (Na ⁺)	3455.00	
	カリウムイオン (K ⁺)	27.00	
	アンモニウムイオン (NH ₄ ⁺)	6.63	
	マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	6.11	
	カルシウムイオン (Ca ²⁺)	455.00	
	ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	7.13	
	マンガンイオン (Mn ²⁺)	0.26	
	鉄 (II) イオン (Fe ²⁺)	0.70	
	陽イオン計	3958.23	
	陰イオン		
	塩素イオン (Cl ⁻)	6001.00	
	臭素イオン (Br ⁻)	52.90	
	ヨウ素イオン (I ⁻)	2.01	
	炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	51.50	
	炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	0.12	
	メタケイ酸イオン (SiO ₃ ²⁻)	0.25	
	メタホウ酸イオン (BO ₂ ⁻)	1.75	
	陰イオン計	6109.53	
	非解離成分		
	メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	41.30	
	メタホウ酸 (HBO ₂)	96.40	
	非解離成分計	137.70	
	溶存物質計	10.205	g/kg
	溶存ガス成分		
	遊離二酸化炭素 (CO ₂)	3.88	
	溶存ガス成分計	3.88	
	成分総計	10.209	g/kg
	その他の成分		
	総ヒ素	0.01未満	
	銅	0.01未満	
	鉛	0.01未満	
	総水銀	0.0005未満	
6	温泉の分析年月日	平成24年12月17日	
7	分析者 分析実施機関の名称及び登録番号	富山県衛生研究所 (登録番号: 富山-01)	
8	温泉に水を加えている場合は、その旨及びその理由	温泉の供給量の不足を補うために加水しています	
9	温泉を加温している場合は、その旨及びその理由	入浴に適した温度を保つため加温しています	

10	温泉を循環させている場合は、その旨 (ろ過を実施している場合は、その旨を含む。) 及びその理由 温泉資源の保護と衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています
11	温泉に入浴剤 (着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。) を加え、又は温泉を消毒している場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 富山県旅館業法施行条例の衛生に関する基準を満たすため、塩素系薬剤を使用しています
12	浴用の禁忌症
(1)	一般的禁忌症 病気の活動期 (特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など 身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような 重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期 該当なし
(2)	泉質別禁忌症 該当なし
13	浴用の適応症
(1)	一般的適応症 筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺による筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧症、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息または肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進
(2)	泉質別適応症 きりぎり、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症
14	浴用の方法及び注意
ア.	入浴前の注意
(ア)	食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
(イ)	過度の疲労時には身体を休めること。
(ウ)	運動後30分程度の間は身体を休めること。
(エ)	高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
(オ)	浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
(カ)	入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。
イ.	入浴方法
(ア)	入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
(イ)	入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
(ウ)	入浴回数 入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
(エ)	入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。
ウ.	入浴中の注意
(ア)	運動浴を除き、一般に手足を軽く動かさず程度にして静かに入浴すること。
(イ)	浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
(ウ)	めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。
エ.	入浴後の注意
(ア)	身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること (ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質 (例えば酸性泉や硫酸泉等) や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分を温水で洗い流した方がよいこと。)
(イ)	脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。
オ.	湯あたり 温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがあ このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。
カ.	その他 浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。
15	禁忌症・適応症決定年月日 2014年 7月 24日